

『受益者負担（使用料・手数料）に関する基本方針』に基づく 「手数料見直しの考え方」

舞鶴市では、これまで広く市民の意見を聞いて、本年 4 月に策定した「受益者負担（使用料・手数料）に関する基本方針」に基づき、手数料の条例を改正する。

- ◆ 手数料はこれまで統一的な考え方で料金が算定されておらず、長年見直しもされてこなかった。
- ◆ 「手数料」について「コストを基にした統一的な考え方」のもとで算定し直すもの。
- ◆ 今回、「基本方針」に基づき改正を行うものは、改正条例 4 件、51 手数料

1. 手数料の算定

証明書等の発行に係る事務経費（人件費、物件費）を算出

2. 各種調整（基本方針 P13～14）

- 同サービス同金額として調整
 - ・ り災証明（税務課発行・消防本部発行）
 - ・ 納付証明（介護保険料、国保料、後期保険料・保育料）
- 発行に相当の作業を要するもので事業・収益活動のために利用する証明は、概ねかかったコストを負担する：
 - ・ 用途地域証明、区画整理確定測量等証明
 - ・ 道路幅員証明
- 手数料条例は分かりやすく改正することとする。
「別表（38）その他証明」としていた多数の証明は、できるだけ項目立てする。

3. 激変緩和措置（基本方針 P20）

統一的な考え方に基づき、手数料の料金を算出した結果、従来の手数料と比べ、急激な値上げとなり、市民生活への影響が懸念される場合には、激変緩和措置として「一定の幅」の値上げに収めるよう、手数料を設定。

現使用料	改定限度率	手数料数
500 円未満	2 倍	26
500 円以上 1,000 円未満	1.8 倍	1
1,000 円以上 3,000 円未満	1.6 倍	0
3,000 円以上 5,000 円未満	1.4 倍	5
5,000 円以上	1.2 倍	0

4. 政策的に配慮が必要なものは、料金を据え置いたり、値上げ幅を低くするなど考慮

➤ 料金を据え置く手数料

社会的弱者である方への証明書の発行にかかる手数料についてはこれまでと同様に無料とする。

5. 施行時期

平成 31 年 4 月から施行

6. 検証と見直し（基本方針 P 20）

今回、受益者負担の適正化の取組を初めて行うことから、2 年を経過した後、その結果を検証し見直しする。

【第56号議案 説明資料】手数料 旧・新料金表

	行政サービス内容	条例名	旧料金	新料金	激変緩和措置
1	屋外広告物許可 軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物、その他の広告物の類	手数料条例(20イ)	1000円+ α (5㎡超えるごとに500円加算)	1500円+ α (5㎡超えるごとに750円加算)	
2	屋外広告物許可 気球広告物	手数料条例(20ウ)	750	1,350	●
3	屋外広告物許可 横断幕及び幕広告	手数料条例(20エ)	250	500	●
4	屋外広告物許可 電柱広告及び街灯中広告物	手数料条例(20オ)	250	500	●
5	屋外広告物許可 立看板、はり札、道標板、スタンドその他	手数料条例(20カ)	250	500	●
6	屋外広告物許可 はり紙	手数料条例(20キ)	300	600	●
7	所得証明・評価証明	手数料条例(21)	200	300	
8	営業証明	手数料条例(22)	200	400	
9	住民票の写し 戸籍附票の写し	手数料条例(23)	200	300	
10	印鑑登録証交付	手数料条例(27)	200	400	●
11	印鑑登録証明	手数料条例(28)	200	300	
12	認可地縁団体の告示証明	手数料条例(29)	200	400	●
13	認可地縁団体印鑑登録証明	手数料条例(30)	200	400	●
14	身分証明	手数料条例(31)	200	300	
15	埋火葬証明	手数料条例(32)	200	400	●
16	在学・修学証明	手数料条例(33)	200	400	●
	地理区域、里程証明		200	削除	
17	り災証明書	手数料条例(34)	200	400	●
18	納付証明(国保料)	手数料条例(36)	200	400	●
19	納付証明(介護保険料)	手数料条例(37)	200	400	●
20	納付証明(後期高齢者保険料)	手数料条例(38)	200	400	●

【第56号議案 説明資料】手数料 旧・新料金表

	行政サービス内容	条例名	旧料金	新料金	激変緩和措置
21	利用者負担額(保育料)納付証明書	手数料条例(39)	0	400	●
22	生活保護受給証明	手数料条例(40)	200	300	
23	国民健康保険資格証明	手数料条例(41)	200	400	●
24	セーフティネット認定書	手数料条例(42)	200	400	●
25	対象鳥獣捕獲参加証明	手数料条例(43)	200	400	
26	農地の贈与税・相続税に関する証明	手数料条例(44)	0	400	●
27	農家証明	手数料条例(45)	0	400	●
28	耕作(免税軽油)証明	手数料条例(46)	0	400	●
29	近畿圏整備法に基づく都市開発区域の証明	手数料条例(47)	200	400	●
30	用途地域等証明	手数料条例(48)	200	2,200	
31	境界確定証明	手数料条例(49)	200	400	●
32	区画整理確定測量等証明	手数料条例(50)	200	2,200	
33	道路幅員証明	手数料条例(51)	200	1,100	
34	防火管理者資格証明	手数料条例(52)	200	400	●
35	救急搬送証明書	手数料条例(53)	200	400	●
36	公図写	手数料条例(54)	200	400	●
37	その他の証明	手数料条例(55)	200	400	●
38	住民票閲覧	手数料条例(56)	100	200	●
39	公図閲覧	手数料条例(57)	100	200	
40	納税証明	市税条例	200	300	

【第56号議案 説明資料】手数料 旧・新料金表

	行政サービス内容	条例名	旧料金	新料金	激変緩和措置
41	危険物取扱関係手数料 (少量危険物等貯蔵タンク検査手数料 (水張検査))	火災予防条例	4,000	6,000 容量1万リットルを超える 場合容量に応じ加算	
42	危険物取扱関係手数料 (少量危険物等貯蔵タンク検査(水圧600 L以下))	火災予防条例	4,000	6,000 容量6百リットルを超える 場合容量に応じ加算	
43	危険物取扱関係手数料 (少量危険物等貯蔵タンク検査(水圧60 OL超え))	火災予防条例	7,000		
44	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	廃棄物の減量化及び 適正処理等に関する 条例	3,000	4,200	●
45	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手 数料	廃棄物の減量化及び 適正処理等に関する 条例	2,000	3,000	
46	一般廃棄物処分業許可申請手数料	廃棄物の減量化及び 適正処理等に関する 条例	3,000	4,200	●
47	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	廃棄物の減量化及び 適正処理等に関する 条例	2,000	3,000	
48	一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手 数料	廃棄物の減量化及び 適正処理等に関する 条例	3,000	4,200	●
49	一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	廃棄物の減量化及び 適正処理等に関する 条例	3,000	4,200	●
50	浄化槽清掃業許可申請手数料	廃棄物の減量化及び 適正処理等に関する 条例	3,000	4,200	●
51	許可証の再交付手数料	廃棄物の減量化及び 適正処理等に関する 条例	2,000	3,000	